

このイベント「子どもの権利条約が実現するまち ひろしま」の背景

国連子どもの権利条約

今から 35 年前の 11 月 20 日、国連総会で、子どもの権利条約が採択されました。子どもの権利条約は、どの子どもにも、さまざまな生きる権利、発達する権利を保障するために、世界の国々があらゆる方法を通じて取り組む義務を定めるもので、現在、日本を含め 196 か国がこの義務を果たすと約束しています。

日本の取り組み

日本は 30 年前の 4 月 22 日、子どもの権利条約を批准し、その後、様々な分野で、子どもの権利を実現するため努力を重ねてきました。

2022 年には、社会全体が「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」子どもに関する施策に取り組むことを目的とする「こども基本法」を作り、その第 3 条で「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」などの基本理念を定め、また第 15 条では「国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」と決めました。

そしてこども基本法に基づき、政府は 2023 年、今後 5 年間に国が行う施策を「こども大綱」として具体化し、さらに 2024 年には、当面 1 年間の国が行う施策を「こどもまんなか実行計画 2024」としてまとめました。

このイベントは、子どもの権利条約、こども基本法、こども大綱、こどもまんなか実行計画 2024 をもとに、「子どもが主体的に思いや願い、意見などを発信し共に考えることで子どもの権利が尊重されるまちづくり」をめざす取り組みです。